㈠　製造の方法の基準 *Trichoderma reesei*に属する菌株を宿主としたフィターゼ生産組換え体を培養し、培養を終了した後、培養液をろ過し、菌体を除去して製造すること。 ㈡　保存の方法の基準 遮光した密閉容器に保存すること。 ㈢　表示の基準 本品の直接の容器又は直接の被包に、最大の酵素活性を示すpH値（小数点以下第１位まで）を記載すること。 イ　製剤（その１） ㈠　成分規格 本品は、フィターゼ（その２の⑻）製造用原体を噴霧乾燥し、必要に応じて小麦粉及び植物油を混和、又は、フィターゼ（その２の⑻）製造用原体に小麦粉、植物油、抗酸化剤及びプロピオン酸を加え、顆粒化した後、乾燥させた小片、粉末又は粒子である。 酵素力単位　本品は、酵素力試験を行うとき、表示フィチン酸分解力単位の85～170％を含む。 酵素力試験　フィチン酸分解力試験法第５法により試験を行う。 試料溶液の調製　本品0.5ｇを有効数字３桁まで量り、その数値を記録し、0.25mol／Ｌ酢酸ナトリウム緩衝液（pH5.5）を加え、室温で20分間撹拌した後、同緩衝液を加えて50mLとする。この溶液を試験反応溶液と試験対照溶液の吸光度差が0.4～1.1の範囲になるように同緩衝液で希釈し、試料溶液とする。 ㈡　保存の方法の基準 フィターゼ（その２の⑻）製造用原体の保存の方法の基準を準用する。 ㈢　表示の基準 フィターゼ（その２の⑻）製造用原体の表示の基準を準用する。 ウ　製剤（その２　液状） ㈠　成分規格 本品は、フィターゼ（その２の⑻）製造用原体に、安息香酸ナトリウム、クエン酸三ナトリウム、ソルビトール及び硫酸ナトリウムを加え、精製水で希釈した水溶性液状物である。 酵素力単位　本品は、酵素力試験を行うとき、表示フィチン酸分解力単位の85～170％を含む。 酵素力試験　フィチン酸分解力試験法第５法により試験を行う。 試料溶液の調製　フィターゼ（その２の⑻）製造用原体の酵素力試験を準用する。 ㈡　保存の方法の基準 フィターゼ（その２の⑻）製造用原体の保存の方法の基準を準用する。 ㈢　表示の基準 フィターゼ（その２の⑻）製造用原体の表示の基準を準用する。 (145)～(166)　（略）	(145)～(166)　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。